

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 21日

尼崎市長 殿

提出者



住所 〒660-0892
尼崎市東難波町5-21-8

氏名 兵庫県阪神南県民センター
センター長 秋山 徹志

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0798-39-6118
(西宮土木事務所 流域下水道第1課)

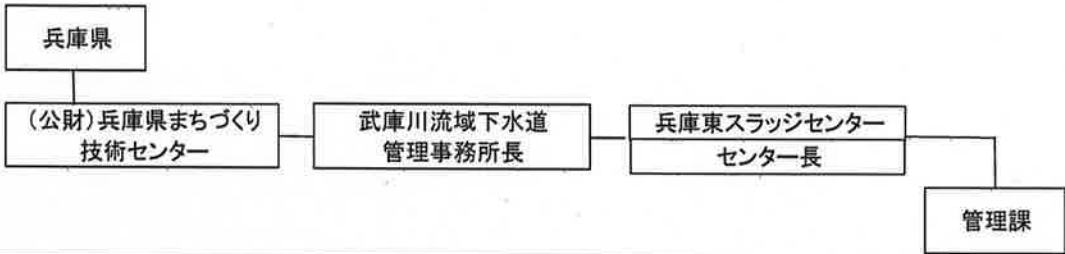
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	兵庫東流域下水汚泥広域処理場
事業場の所在地	尼崎市平左衛門町65-10
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	3631 下水道処理施設維持管理業
②事業の規模	処理水量 2,732,567m ³ (1%生汚泥として) (令和3年度実績)
③従業員数	63人(メンテ委託業者54人含む) (令和4年4月時点)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1800 ばいじん	0200 汚泥
	排出量	5,466 t	0 t
	(これまで実施した取組) (これまで実施した取組) 受入汚泥を濃縮、脱水及び焼却し減量化。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1800 ばいじん	0200 汚泥
	排出量	6,876 t	35 t
	(今後実施する予定の取組) ・排出量は要請団体より提示された予定汚泥量等より算出。 (今後実施する予定の取組) ・受入汚泥を濃縮、脱水及び焼却し減量化。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 主たる産業廃棄物の区分についてはばいじんと汚泥であり、発生時点ですでに分類されている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1800 ばいじん	0200 汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
	【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	1800 ばいじん	0200 汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1800 ばいじん	0200 汚泥
①現状	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1800 ばいじん	0200 汚泥
②計画	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1800 ばいじん	0200 汚泥

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1800 ばいじん	0200 汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1800 ばいじん	0200 汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1800 ばいじん	0200 汚泥
	全処理委託量	5,466 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 処理業者と委託契約を結ぶに当たっての事前の確認(処理状況、維持管理状況、周辺状況)と委託後の定期的な確認をした。 中間処理、最終処理については委託処理業者に適切に処分を行うよう指導するとともに、産業廃棄物管理票、計量証明書等で確認した。			

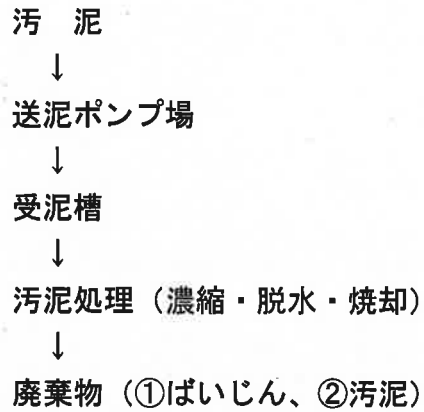
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1800 ばいじん	0200 汚泥
	全処理委託量	6,876 t	35 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>引き続き、処理業者と委託契約を結ぶに当たっての事前の確認(処理状況、維持管理状況、周辺状況)と委託後の定期的な確認を行う。 中間処理、最終処理については委託処理業者に適切に処分を行うよう指導するとともに、産業廃棄物管理票、計量証明書等で確認を行う。</p>		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理工程



①ばいじん

収集運搬：委託 泉興業

埋立処分：大阪湾フェニックスセンター

②汚泥

収集運搬：浚渫汚泥→委託※

処分：委託※

※浚渫場所、汚泥量判明後、収集運搬・処分業者を決定